

4月21日は、 町議会議員選挙の 投票日です!!



町民の代表である町議会議員を決める大切な選挙です。みなさんそろって投票しましょう。

町議会議員選挙は、4月16日(火)告示、4月21日(日)が投票日です。

●投票のできる人

投票日当日、満18歳以上の人(平成13年4月22日以前に生まれた人)で、平成31年1月15日までに養老町に住民登録をし、引き続き3カ月以上住んでいる人で、養老町の選挙人名簿に登録されている人です。(投票までに他市町村へ転出された人は、投票できません。)

●投票所入場券

投票所入場券は、各世帯に郵送いたしますので、記載内容をご確認のうえ、1人分ずつ切り離して投票所にお持ちください。(決められた投票所以外では投票できませんのでご注意ください。)

また、入場券が届かなかったり紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で係員に申出てください。



●投票時間 7時～20時

投票区	投票所
高田西	町産業文化会館
高田東	養老町役場
養老北	桜井転作技術研修センター
養老南	ふれあいセンター養老
広 幡	広幡公民館
上多度	<u>上多度プラザ(上多度公民館)*</u>
池 辺	池辺公民館
笠 郷	就業改善センター(笠郷公民館)
小 畑	小畑公民館
多芸西	町福祉センター
多芸東	多芸公民館
日 吉	日吉こども園 北園舎
室 原	日吉公民館室原分館

※上多度地区の投票所は、上多度小学校体育館から上多度プラザ(上多度公民館)へ変更となっています。ご注意ください。

●期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は、期日前投票ができます。投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

【期間】 4月17日(水)～4月20日(土)
8時30分～20時

【場所】 町役場2階研修室

●不在者投票

仕事や学校などで町外に住んでいる人、入院や施設に入所している人、身体に重度の障がいのある人は、下記のとおり「不在者投票」ができます。

・滞在先とする不在者投票

投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人は、事前に請求をすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

・病院や老人ホームなどでの不在者投票

指定された病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院・老人ホームにお問合せください。

・郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、等級などが要件を満たしている人は、郵便による不在者投票ができます。投票をするためには、町選挙管理委員会で事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

